

青森県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 年 月 日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第 号

青森県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

青森県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和二年十一月青森県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項及び第三十条第一項」を「第二十六条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項」に改める。

第二条第四項中「法第二十六条第一項」を「省令第十六条第一項」に改め、「農林水産省令で定める」を削る。

第三条第二項中「前条第二項」を「第二条第二項」に、「同条第四項中「第二十六条第一項」を「第二条第四項中「第十六条第一項」に、「第三十条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条 法第二十六条第二項の規定による報告は、採捕をした個体の数、漁獲量及び省令第十六条第五項各号に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、法第二十六条第二項の規定による報告について準用する。この場合において、前条第四項中「第十六条第一項」とあるのは、「第十六条第四項」と読み替えるものとする。

本則に次の一条を加える。

第五条 法第三十条第二項の規定による報告は、特別管理特定水産資源（法第二十六条第二項に規定する特別管理特定水産資源をいう。）の個体の数及び漁獲量並びに省令第十九条第五項各号に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

2 第二条第二項から第四項までの規定は、法第三十条第二項の規定による報告について準用する。この場合において、第二条第四項中「第十六条第一項」とあるのは、「第十九条第四項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。